

## 年末調整チェックリスト

今年も年末調整の季節になりました。会社の経理の方は年末の慌ただしさと共に、年末調整の資料回収を呼びかけ、順次確認を進めているのではないのでしょうか。年末までに還付するために急ぐ年末調整の処理、今年の変更点と、ミスが起きやすい点をまとめましたので、ご確認ください。

### I 年末調整 今年の変更点

今年の年末調整は、**昨年と税額計算等に変更はありません**。あえて言えば、各書類の元号が「令和」に変わった程度です。ちなみに、**扶養控除等申告書には「令和元年」分はありません**。本来、扶養控除等申告書は**その年(2019年)の最初の給与の支給時期までに会社に提出**することとなっており、今年の年末調整で使うのは**2019年1月に提出された「平成31年」分**です。これを**年末の状況に修正(赤書きなど)**して年末調整を行います。そして、2020年の1月の給与支給前に「令和2年」分を社員に提出してもらいます。これを簡便的に年末に「令和2年」分を社員に書いてもらい、年末調整の扶養とする場合がありますが、本来は正しくありません。**令和2年分は「単身児童扶養者」欄が設けられ、給与所得控除の計算方法が変更**になっていたりします。

### II 年末調整チェックリスト

注意点	詳細
今年、子供が生まれた 今年、扶養家族が亡くなった 扶養家族の状況に変化があった社員	今年中に子供が生まれた社員、扶養していた家族が亡くなった社員は注意です。子供が生まれた場合、年末調整で <b>新たに扶養家族</b> とするのを忘れないようにしてください。また、直前まで扶養していた家族が亡くなった場合は、 <b>今年の年末調整まで扶養家族</b> として扱います。本人が記載漏れしている場合、注意が必要です。
今年、入社した社員	<b>前職分の源泉徴収票(2社ある場合もあり)</b> の確認や失業中の <b>国民健康保険、国民年金</b> など控除もれのないようにしましょう。
<b>配偶者特別控除の適用もれ</b>	最低賃金が上昇し、奥様の年収が103万円を超えたから、控除の適用なしとしていないでしょうか。 <b>社員本人の年収1,220万円まで、配偶者の年収201万円までは段階的に配偶者特別控除があります。</b>
同居老親がいる社員	ご両親を扶養している社員は、同居か否かで控除額が変わります。 <b>同居老親にチェックがない場合、確認してあげてください。</b>
16歳未満の扶養親族の記載もれ	16歳未満(中学生以下)の扶養親族については、所得税(年末調整)上は関係しませんが、 <b>住民税の計算上は非課税となる基準額の計算に関係</b> します。狭い欄ですが、記載もれのないようにしましょう。
給与の締日で計算しない	年末調整は <b>1月～12月に支払ったものが集計の対象</b> となります。未締め、翌10日支払いの場合、12/10支払分までが集計対象となります。また、 <b>年末に支払った賞与を含めるのも忘れず</b> に行ってください。
年末調整還付後の源泉所得税の申告を忘れずに	年末調整で還付した所得税については、次月の源泉所得税の納付額から控除します。この場合、還付額の方が大きく、 <b>納付額ゼロとなった場合、税務署にゼロ円の納付書を送る「申告」</b> が必要です。

### III 紙での計算は限界？

来年の令和2年分の年末調整は基礎控除、給与所得控除の改正により、社員本人が基礎控除額を計算する**「基礎控除申告書」**、年収850万円超の社員の給与所得控除額を調整する**「所得金額調整控除申告書」**が追加される見込みです。年々、複雑になり、提出すべき書類も増える年末調整、最近では、**年末調整の資料回収をWEB上で行うサービス**もあり、保険料の控除計算などが自動化されています。効率化のために導入を検討することも必要かもしれません。

